

緑区の都市計画道路の優先整備路線

～ 「都市計画道路」の整備と着手の目標を見直しました ～

今後の計画と整備における留意事項

- 次の場合には、関連する都市計画道路の取扱いと整備について、その進捗に合わせて検討してまいります。
 - ・今後、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備、新たな鉄道連続立体交差事業など、まちづくりが具体化した場合
 - ・米軍施設返還後の土地利用計画が具体化した場合や米軍施設内の土地利用に変化が生じた場合
 - ・新たな自動車専用道路などの計画が具体化した場合
- 各路線の事業着手については、財政状況や国の補助事業採択などの事情、着手済み事業の進捗状況などにより、時期が前後することがあります。
- 着手時期が未定の路線においても、渋滞交差点の改良など必要に応じて局所的な改善については引き続き行ってまいります。
- 各路線の目標時期については、事業の進捗を踏まえおおむね5年ごとに見直しを行います。



番号	名称	延長 (m)
①	羽沢池辺線	1,100
②～③	山下長津田線	1,000
④	中山北山田線	600
⑤～⑥	川崎町田線	2,900
⑦	鴨居上飯田線	400
⑧	長津田奈良線	1,000
⑨	長津田駅北口線	300

取扱いの凡例		目標時期
区分		
整備済み ※1	——	
事業中	■■■■■	平成32年度頃までに完成
	■■■■■	平成37年度頃までに完成
優先整備路線	■■■■■	平成32年度頃までに事業着手
	■■■■■	平成37年度頃までに事業着手
着手時期未定路線	■■■■■	未定
変更候補 ※2	■■■■■	※3
追加候補 ※2 (新たな計画)	○○○○○	※3

凡例	
——	市界・区界
■	主な公園など
●	インターチェンジ (IC) など

※1 整備済みには「概成区間」(車道は確保されているが、歩道の拡幅が残るなど)も含まれます。
 ※2 平成20年5月の都市計画道路網見直し素案によります。
 ※3 着手の時期は、都市計画手続の段階で考慮します。